

農業委員会定例会 5月

1. 開催日時 令和元年5月20日 午後2時05分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室
3. 欠席委員 6番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第3号 農用地利用配分計画（案）について
 - 議案第4号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。</p>
議長	<p>みなさん、こんにちは。6月に入りますと、いろいろな取組みがなされてまいります。農業委員のみなさん、また推進委員のみなさんとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。今、オリーブの方は、雨が降らずに困っています。今日の雨を期待したいと思っております。それと、金曜日までは非常に暑くて、畑で草刈りしていて、急にめまいがしまして、みなさんも熱中症には十分注意していただきたいと思っております。それでは、本日の議事録署名人ですが、3番委員、4番委員にお願いします。</p> <p>議案の審議に入る前に、先月保留としていました案件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先月に保留となっている案件は、 さんの農地法第3条の規定による許可申請で、池田の農地を取得するための申請でした。本件については、当事者（死亡した さんに代わり相続人の さん）から許可申請の取下願の提出があったため、これを受理しました。</p>
議長	<p>この件については許可申請が取下げとなったということでありませう。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号は、千葉県在住の さん所有の 坂手 字 番 畑 955 m² と 坂手 字 番 畑 6,581 m² の計2筆7,536 m²について 馬木 番地 の さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。 さんの現在の経営規模は1,928 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思っております。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
11番委員	<p> さんは さんですね。</p>

特に問題はありません。

議長

この件については、前から新規就農の方が■■■■をする予定であった所ですが、誰か管理する人があればと思っていたところ、新しい買い手が見つかってオリーブをするということですが、本当にここでやれるかという心配があるのですが。

事務局

現地の確認に■■■■さんと一緒に行きましたが、かなり広大な土地で、そこに移住者に住んでいただきオリーブをする予定だそうです。

議長

ただ、水がないと思いますが、農地として残ったらしいことだと思います。他にご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、片城在住の■■■■さん所有の
中山 字 ■■■■ 番 田 504 m² について
中山 ■■■■ 番地 ■■■■ の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、水稻を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員

周りは、すでに■■■■さんが作っているので、問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、西村在住の■■■■さん所有の
安田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 183 m² について
橋■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10番委員

特に問題ありません。すでに植えていると思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番と議案第3号（農用地利用配分計画）について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、議案第2号の3番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 557 m² について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。
次に、議案第3号は、先ほど（公財）香川県農地機構が借り受けた農地について、安田■■■■番地 ■■■■の■■■■に貸し付ける計画となっています。
申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
2番委員	所有者の方は、まだ農業をされていますが、高齢なため徐々に農地を貸しているようで、特に問題はありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）の1つ目について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第4号の1つ目は、■■■■■■■■■■さんの農業経営改善計画の認定申請となっております。■■■■■さんは初めての更新となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。</p> <p>それでは、計画について説明します。■■■■■さんは、神懸通を中心にオリーブ及び柑橘類を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、農地の集約と整備により、オリーブの生産量を1.5倍に増加すること、またオリーブを原料にした化粧品の生産と製造の外部委託により売上も増加させるということです。所得目標は■■■万円、目標労働時間は■■■■時間となっております。現在オリーブを■■aで■■■■kg、柑橘を■■aで■■kg生産しています。5年後の計画では、オリーブを■■aで■■■■kg、柑橘を■■aで■■kg、また新たにバラを■■aで■■kg生産する計画です。加工・販売関係については、オリーブオイルを主に生産し、■■■kgから■■■kgに増加する計画です。また、オリーブ以外の有機農産物、柑橘類、バラなどの生花の生産と加工販売も軌道に乗せたいということです。生産方式の合理化については、加工品の一部機械化と外部委託による効率化を目指すということです。また、販売面では、海外向け販売の拡大もしたいということです。経営管理の合理化については、パソコンの経理ソフト導入による効率化を図り、経営分析を実施し、収益性を意識した経営を実施したいということです。農業従事の態様等の改善については、繁忙期には臨時雇用を活用し、休日のルール化を目指したいということです。</p>

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 この方は、小豆島で唯一の無農薬栽培で一生懸命されています。価格は高く、一般のものの倍にはなります。一人で栽培していると思われます。炭素病がつくと大変ですが、いまのところ大丈夫かと思えます。同じ面積で1トン生産量を増やすのは大変だと思います。

7番委員 前回の委員会で■■■さんから農地を借りており、面積は増やしています。

議長 バラも作るということで、フレーバーでもするのでしょうか。他にこの件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農業経営改善計画認定の審査）の2つ目について、12番委員の案件となりますので、一時退席をお願いします。

【12番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の2つ目は、■■■さんからの農業経営改善計画の認定申請となっております。■■■さんは3回目の更新となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。
それでは、計画について説明します。■■■さんは、■■■で施設イチゴを栽培しています。経営改善の方向の概要としては、いちご栽培の経営分析により、より一層の収益性の向上を目指し、効率的かつ安定的な農業経営を実施したいとのことです。所得目標は■■■万円、目標労働時間は■■■時間となっております。現在■■■aで■■■kg生産していますが、5年後の計画で、■■■aで■■■kg生産する計画となっております。生産方式の合理化については、防除回数を減らすことにより経費の削減、また育苗技術の向上により、生産量を増加させたいとのことです。経営管理の合理化については、

パソコンの簿記システムの活用と経営分析を実施し、記帳回数の削減をしたいとのことです。農業従事の様態等の改善については、作業計画表を作成し計画に沿った作業を実施することで、労働時間の短縮を図りたいとのことです。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長 認定農業者は年間2,000時間というのが基準となっています。今、国からの指導が厳しく、従業員も休みをとるように言われています。農業は、これではかなり厳しくなっています。
この件について意見はありますか。

職務代理者 人を雇うのは大変なことだと思います。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【12番委員着席】

12番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

議案の審議はこれで終わりました。

その他で、雇用されている人から農業委員会会長あてのクレームの件についてご報告します。解雇する際に法外な金額の請求があったということがありました。労働基準局に確認して、法律内の退職金の支払いで解決はしたようですが、今後、人を雇用する際には、きちんと書面で契約をしておく必要があると思います。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理者 今日、議案も少なくスムーズに進みました。
ご審議ありがとうございました。これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時50分

議 長 会長

議事録署名人 3番

議事録署名人 4番